

●香川県告示第234号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第24号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年3月23日
- 3 指定道路の位置 丸亀市郡家町字重元1120-2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.38メートル～5.05メートル  
延長 27.59メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。